

ゴルフ場の化学物質汚染に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

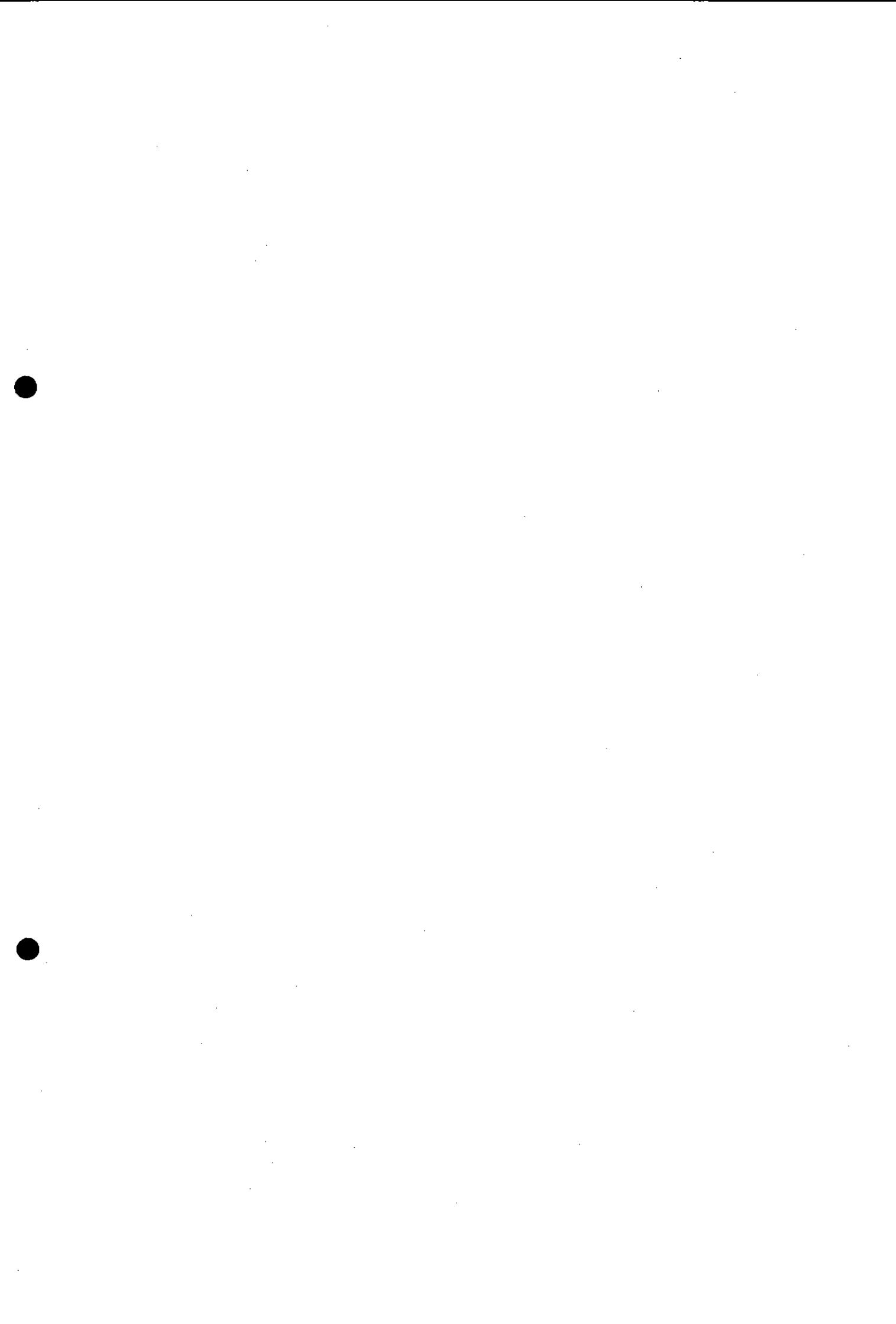
平成十四年十月三十日

参議院議長倉田寛之殿

櫻

井

充



ゴルフ場の化学物質汚染に関する質問主意書

最近の統計によれば、日本全国には四千七百ものゴルフ・コースが存在し、一万人以上の人人がそこで働くこと、九十三万人の人が利用をしていることである。これらのゴルフ場が多種大量の化学物質で汚染されているという話があり、もしそれが事実であれば、ゴルファーや従業員が健康被害を受け、また地下水などから有害物質が流出して周辺地域に被害を与えている可能性が高い。化学物質による被害というものは、未解明な部分が多い上、気付かぬうちに進行していることもあり、被害が発生してからでは取り返しがつかないことになつてしまふので、早めに予防措置を採ることが非常に大切である。

そこで、以下質問をする。

一 政府は、ゴルフ場で使われる化学物質による人体への健康被害や周辺環境への影響等について調査を行つたことがあるか。行つてゐるならば、何か所のゴルフ場でどのような被害・影響が生じてゐるか、また行つていないならばその理由について説明されたい。

二 ゴルフ場の造成・維持において、地盤凝固剤や土地改良剤を使つてゐるという指摘があるが、それは事実か。事実であるならば、そのような所は何か所あり、また地盤凝固剤や土地改良剤にはどのような化学

物質が使用されているのか。

三 二において、使用することを認められたもの以外の有害化学物質が使用されていないか。使用されているのであればその物質名を示されたい。

四 二及び三に対する回答で出てくる化学物質は人体にどのような影響をもたらすものか。

五 地盤凝固剤と土地改良剤以外に、ゴルフ場で使用され、人体に影響を及ぼす可能性のある化学物質にはどのようなものがあるか。また、それらは何か所のゴルフ場で使用されているか。

六 ゴルフ場及びその周辺地域における化学物質汚染を防ぐため、政府はどのような法律及び政策を定めているのか。またこれからどのような対策を講じていくつもりか。

右質問する。